

林地開発許可に係る審査等基準（平成15年5月9日環境第06-104号）新旧対照表

1 / 5

改定後	現行
<p>林地開発許可に係る審査等基準</p> <p>平成15年5月9日環境第06-104号 平成18年3月20日環森第05-200号 平成18年12月18日環森第05-178号 令和5年3月23日農林水第31-602号 <u>令和年月日農林水第31-号</u></p> <p>この要領は、森林法（昭和26年法律第249号、以下「法」という。）第10条の2による開発行為の許可の審査等に当たり、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び第6条並びに三重県林地開発許可に関する規則（昭和50年三重県規則第49号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、必要な基準を以下のとおり定める。</p> <p>～略～</p>	<p>林地開発許可に係る審査等基準</p> <p>平成15年5月9日環境第06-104号 平成18年3月20日環森第05-200号 平成18年12月18日環森第05-178号 令和5年3月23日農林水第31-602号</p> <p>この要領は、森林法（昭和26年法律第249号、以下「法」という。）第10条の2による開発行為の許可の審査等に当たり、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び第6条並びに三重県林地開発許可に関する規則（昭和50年三重県規則第49号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、必要な基準を以下のとおり定める。</p> <p>～略～</p>
<p>2 許可制の対象となる開発行為</p> <p><u>この要領において、開発行為とは、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」であり、</u>知事の許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である。</p> <p>～略～</p>	<p>2 許可制の対象となる開発行為</p> <p>知事の許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である。</p> <p>～略～</p>

改 定 後		現 行
別紙1 開発行為の一体性の判断基準		
区分	基準	判断方法
主体	1 同一の個人、法人又は団体による複数の開発行為である場合	<p>・複数の開発行為について、左の「<u>主体</u>の一体性が認められることを前提として、「時期」「場所」の2つの区分を総合的に考慮して「一体性を有する」と判断される場合は、<u>左の1から5までのいずれかに該当する場合は、「<u>主体</u>について「一体性を有する」と判断する。</u></p>
	2 同一ではない個人、法人又は団体による複数の開発行為であっても、これらの者の間に支配関係若しくは人的な関係がある場合 (例)・開発行為をする複数の個人、法人又は団体のうち、ある個人、法人若しくは団体が他の個人、法人若しくは団体を支配し従属させる関係にある場合（注1） ・開発行為をする複数の個人、法人又は団体の住所若しくは主たる事務所の所在場所等（注2）が同一の場所である場合 ・開発行為をする複数の法人又は団体の役員に同一の者が就任している場合	
	3 複数のものが開発する場合であって、同一の者が開発を請け負う場合	
	4 複数のものが開発する場合であって、開発に係る土地の所有者が過去5年以内のいずれかの時点において同一であった場合	
	5 複数の者が共同の意思をもって開発行為をする場合 (例)・複数の者が、ある特定の事業目的のために、それぞれ分担して共同で開発行為をする場合 ・ある者が、ある特定の事業目的をもつ開発行為を複数の者に、それぞれ分割して行わせようとする場合	
時期	1 時期の一部又は全部が重複している複数の開発行為の場合	<p>・左の1から5までのいずれかに該当する場合は、「<u>主体</u>について「一体性を有する」と判断する。</p>
	2 時期の異なった複数の開発行為であっても、一連のプロジェクト又は全体計画の一部である場合 (例)・前の開発行為を終了し、引き続いて次の開発行為をしようとする場合 ・前の開発行為を終了し、相当期間（注3）を経過しないで、次の開発行為をしようとする場合	
場所	1 複数の開発行為の土地が連続又は近隣にある場合	<p>・複数の開発行為について、左の「<u>主体</u>の一体性が認められることを前提として、「時期」「場所」の2つの区分を総合的に考慮して「一体性を有する」と判断される場合は、<u>左の1から5までのいずれかに該当する場合は、「<u>主体</u>について「一体性を有する」と判断する。</u></p> <p>なお、複数の開発行為のうち、同条の許可を受けている開発行為がある場合にあっては、原則として当該許可の変更手続を行うものとする。</p>
	2 連続して開発行為をしようとする場合であって、宅盤、道路、雨水排水施設、その他の施設を共用する場合	
	3 場所の異なった複数の開発行為であって、三重県の林地開発許可技術基準に定める災害防止等の観点からみて、局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統等を同じくする場合 (例)・地形、水の流れからみて、一つの集水区域となる場合 ・開発行為によって、地形、水の流れが変わり、集水区域が一つとなる場合	
<p>(注) 1 いわゆる、親会社と子会社の関係を指すが、この他に指導的立場にある法人若しくは団体とその構成員の場合等も含まれる。</p> <p>2 個人の場合は住民登録上の住所、法人の場合は登記上の本店若しくは主たる事務所の所在場所のみに限らず、実態上明らかとなっている場合も含まれる。</p> <p>3 「相当期間」とは、前の開発行為を終了した後、当該開発行為地から地域森林計画対象民有林の区域が除外されるまでの期間をいう。</p>		

改定後	現行																								
	<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">開発行為の一体性の判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基準</th><th>判断方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">場所</td><td>1 複数の開発行為の土地が連続又は近隣し、かつ、相互の開発行為地間の水平距離（注1）が30メートル未満となっている場合</td><td>・左の1から3までのいずれかに該当する場合は、「場所」について「一体性を有する」と判断する。</td></tr> <tr> <td>2 複数の者が連続して開発行為をしようとする場合であって、宅盤、道路、雨水排水施設、その他の施設を共用する場合</td><td></td></tr> <tr> <td>3 場所の異なった複数の開発行為であって、三重県の林地開発許可技術基準に定める災害防止等の観点からみて、局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統等を同じくする場合 (例)・地形、水の流れからみて、一つの集水区域となる場合 ・開発行為によって、地形、水の流れが変わり、集水区域が一つとなる場合</td><td>・複数の開発行為について、左の「場所」、「時期」及び「人格」の3つの区分すべてに「一体性を有する」と判断される場合は、これらの開発行為が「一体性を有する」開発行為として取り扱い、当該開発行為にかかる土地の形質を変更する区域のうち、地域森林計画対象民有林の区域（未立木地を含む。）に該当する実測面積の総和が1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超える場合は、法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可制の対象（同項ただし書き各号に該当する行為を除く。）とする。 なお、複数の開発行為のうち、同条の許可を受けている開発行為がある場合にあっては、原則として当該許可の変更手続を行うものとする。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">時期</td><td>1 時期の一部又は全部が重複している複数の開発行為の場合</td><td>・左の1又は2のいずれかに該当する場合は、「時期」について「一体性を有する」と判断する。</td></tr> <tr> <td>2 時期の異なった複数の開発行為であっても、一連のプロジェクト又は全体計画の一部である場合 (例)・前の開発行為を終了し、引き続いて次の開発行為をしようとする場合 ・前の開発行為を終了し、相当期間（注2）を経過しないで、次の開発行為をしようとする場合</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">人格</td><td>1 同一の個人、法人又は団体による複数の開発行為である場合</td><td></td></tr> <tr> <td>2 同一ではない個人、法人又は団体による複数の開発行為であっても、これらの者の間に支配関係若しくは人的な関係がある場合 (例)・開発行為をする複数の個人、法人又は団体のうち、ある個人、法人若しくは団体が他の個人、法人若しくは団体を支配し従属させる関係にある場合（注3） ・開発行為をする複数の個人、法人又は団体の住所若しくは主たる事務所の所在場所等（注4）が同一の場所である場合 ・開発行為をする複数の法人又は団体の役員に同一の者が就任している場合</td><td>・左の1から3までのいずれかに該当する場合は、「人格」について「一体性を有する」と判断する。</td></tr> <tr> <td>3 複数の者が共同の意思をもって開発行為をする場合であって、計画の共同性が認められ、同一の者による開発行為であるものとみなされる場合 (例)・複数の者が、ある特定の事業目的のために、それぞれ分担して共同で開発行為をする場合 ・ある者が、ある特定の事業目的をもつ開発行為を複数の者に、それぞれ分割して行わせようとする場合</td><td></td></tr> <tr> <td>(注)</td><td> <p>1 「相互の開発行為地間の水平距離」とは、当該開発行為地間に介在する地域森林計画対象民有林の区域（未立木地を含む。）についての水平距離をいう。</p> <p>2 「相当期間」とは、前の開発行為を終了した後、当該開発行為地から地域森林計画対象民有林の区域が除外されるまでの期間をいう。</p> <p>3 いわゆる、親会社と子会社の関係を指すが、この他に指導的立場にある法人若しくは団体とその構成員の場合等も含まれる。</p> <p>4 個人の場合は住民登録上の住所、法人の場合は登記上の本店若しくは主たる事務所の所在場所のみに限らず、実態上明らかとなっている場合も含まれる。</p> </td></tr> </tbody> </table>	区分	基準	判断方法	場所	1 複数の開発行為の土地が連続又は近隣し、かつ、相互の開発行為地間の水平距離（注1）が30メートル未満となっている場合	・左の1から3までのいずれかに該当する場合は、「場所」について「一体性を有する」と判断する。	2 複数の者が連続して開発行為をしようとする場合であって、宅盤、道路、雨水排水施設、その他の施設を共用する場合		3 場所の異なった複数の開発行為であって、三重県の林地開発許可技術基準に定める災害防止等の観点からみて、局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統等を同じくする場合 (例)・地形、水の流れからみて、一つの集水区域となる場合 ・開発行為によって、地形、水の流れが変わり、集水区域が一つとなる場合	・複数の開発行為について、左の「場所」、「時期」及び「人格」の3つの区分すべてに「一体性を有する」と判断される場合は、これらの開発行為が「一体性を有する」開発行為として取り扱い、当該開発行為にかかる土地の形質を変更する区域のうち、地域森林計画対象民有林の区域（未立木地を含む。）に該当する実測面積の総和が1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超える場合は、法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可制の対象（同項ただし書き各号に該当する行為を除く。）とする。 なお、複数の開発行為のうち、同条の許可を受けている開発行為がある場合にあっては、原則として当該許可の変更手続を行うものとする。	時期	1 時期の一部又は全部が重複している複数の開発行為の場合	・左の1又は2のいずれかに該当する場合は、「時期」について「一体性を有する」と判断する。	2 時期の異なった複数の開発行為であっても、一連のプロジェクト又は全体計画の一部である場合 (例)・前の開発行為を終了し、引き続いて次の開発行為をしようとする場合 ・前の開発行為を終了し、相当期間（注2）を経過しないで、次の開発行為をしようとする場合		人格	1 同一の個人、法人又は団体による複数の開発行為である場合		2 同一ではない個人、法人又は団体による複数の開発行為であっても、これらの者の間に支配関係若しくは人的な関係がある場合 (例)・開発行為をする複数の個人、法人又は団体のうち、ある個人、法人若しくは団体が他の個人、法人若しくは団体を支配し従属させる関係にある場合（注3） ・開発行為をする複数の個人、法人又は団体の住所若しくは主たる事務所の所在場所等（注4）が同一の場所である場合 ・開発行為をする複数の法人又は団体の役員に同一の者が就任している場合	・左の1から3までのいずれかに該当する場合は、「人格」について「一体性を有する」と判断する。	3 複数の者が共同の意思をもって開発行為をする場合であって、計画の共同性が認められ、同一の者による開発行為であるものとみなされる場合 (例)・複数の者が、ある特定の事業目的のために、それぞれ分担して共同で開発行為をする場合 ・ある者が、ある特定の事業目的をもつ開発行為を複数の者に、それぞれ分割して行わせようとする場合		(注)	<p>1 「相互の開発行為地間の水平距離」とは、当該開発行為地間に介在する地域森林計画対象民有林の区域（未立木地を含む。）についての水平距離をいう。</p> <p>2 「相当期間」とは、前の開発行為を終了した後、当該開発行為地から地域森林計画対象民有林の区域が除外されるまでの期間をいう。</p> <p>3 いわゆる、親会社と子会社の関係を指すが、この他に指導的立場にある法人若しくは団体とその構成員の場合等も含まれる。</p> <p>4 個人の場合は住民登録上の住所、法人の場合は登記上の本店若しくは主たる事務所の所在場所のみに限らず、実態上明らかとなっている場合も含まれる。</p>
区分	基準	判断方法																							
場所	1 複数の開発行為の土地が連続又は近隣し、かつ、相互の開発行為地間の水平距離（注1）が30メートル未満となっている場合	・左の1から3までのいずれかに該当する場合は、「場所」について「一体性を有する」と判断する。																							
	2 複数の者が連続して開発行為をしようとする場合であって、宅盤、道路、雨水排水施設、その他の施設を共用する場合																								
	3 場所の異なった複数の開発行為であって、三重県の林地開発許可技術基準に定める災害防止等の観点からみて、局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統等を同じくする場合 (例)・地形、水の流れからみて、一つの集水区域となる場合 ・開発行為によって、地形、水の流れが変わり、集水区域が一つとなる場合	・複数の開発行為について、左の「場所」、「時期」及び「人格」の3つの区分すべてに「一体性を有する」と判断される場合は、これらの開発行為が「一体性を有する」開発行為として取り扱い、当該開発行為にかかる土地の形質を変更する区域のうち、地域森林計画対象民有林の区域（未立木地を含む。）に該当する実測面積の総和が1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超える場合は、法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可制の対象（同項ただし書き各号に該当する行為を除く。）とする。 なお、複数の開発行為のうち、同条の許可を受けている開発行為がある場合にあっては、原則として当該許可の変更手続を行うものとする。																							
時期	1 時期の一部又は全部が重複している複数の開発行為の場合	・左の1又は2のいずれかに該当する場合は、「時期」について「一体性を有する」と判断する。																							
	2 時期の異なった複数の開発行為であっても、一連のプロジェクト又は全体計画の一部である場合 (例)・前の開発行為を終了し、引き続いて次の開発行為をしようとする場合 ・前の開発行為を終了し、相当期間（注2）を経過しないで、次の開発行為をしようとする場合																								
人格	1 同一の個人、法人又は団体による複数の開発行為である場合																								
	2 同一ではない個人、法人又は団体による複数の開発行為であっても、これらの者の間に支配関係若しくは人的な関係がある場合 (例)・開発行為をする複数の個人、法人又は団体のうち、ある個人、法人若しくは団体が他の個人、法人若しくは団体を支配し従属させる関係にある場合（注3） ・開発行為をする複数の個人、法人又は団体の住所若しくは主たる事務所の所在場所等（注4）が同一の場所である場合 ・開発行為をする複数の法人又は団体の役員に同一の者が就任している場合	・左の1から3までのいずれかに該当する場合は、「人格」について「一体性を有する」と判断する。																							
	3 複数の者が共同の意思をもって開発行為をする場合であって、計画の共同性が認められ、同一の者による開発行為であるものとみなされる場合 (例)・複数の者が、ある特定の事業目的のために、それぞれ分担して共同で開発行為をする場合 ・ある者が、ある特定の事業目的をもつ開発行為を複数の者に、それぞれ分割して行わせようとする場合																								
	(注)	<p>1 「相互の開発行為地間の水平距離」とは、当該開発行為地間に介在する地域森林計画対象民有林の区域（未立木地を含む。）についての水平距離をいう。</p> <p>2 「相当期間」とは、前の開発行為を終了した後、当該開発行為地から地域森林計画対象民有林の区域が除外されるまでの期間をいう。</p> <p>3 いわゆる、親会社と子会社の関係を指すが、この他に指導的立場にある法人若しくは団体とその構成員の場合等も含まれる。</p> <p>4 個人の場合は住民登録上の住所、法人の場合は登記上の本店若しくは主たる事務所の所在場所のみに限らず、実態上明らかとなっている場合も含まれる。</p>																							

改 定 後	現 行
～略～	～略～
<p>附 則 この基準は、平成15年5月9日から施行する。</p>	<p>附 則 この基準は、平成15年5月9日から施行する。</p>
<p>附 則 この基準は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この基準は、平成18年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 この基準は、平成19年1月16日から施行する。</p>	<p>附 則 この基準は、平成19年1月16日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(適用に関する経過措置)</p> <p>2 この基準は令和5年4月1日以降の林地開発許可申請について適用する。</p> <p>ただし、第5の1及び第5の2（2）の改正基準は、令和5年10月1日以降の林地開発許可申請について適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(適用に関する経過措置)</p> <p>2 この基準は令和5年4月1日以降の林地開発許可申請について適用する。</p> <p>ただし、第5の1及び第5の2（2）の改正基準は、令和5年10月1日以降の林地開発許可申請について適用する。</p>
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p>	

改 定 後	現 行
<p><u>2 この基準の施行の日前に法第10条の8第1項の規定により提出された伐採及び伐採後の造林の届出書による開発行為については、なお従前の例による。</u></p>	